

議案第 17 号

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）が、平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されており、これを受けて該当条例の改正が必要となった。

2 改正内容

- ・家庭的保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。
- ・満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする。
- ・附則第2条の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とする。
- ・附則第3条の経過措置の期限を更に5年間延長する。

3 附則

公布の日から施行する。

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年日野町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携) 第 6 条 略</p> <p>2 町長は、<u>家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者。</u></p> <p>4 町長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のもの</p>	<p>(保育所等との連携) 第 6 条 略</p>

<p><u>に限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u></p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。</u></p> <p>(連携施設に関する特例) 第45条 略</p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則 (食事の提供の経過措置) 第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保す</u></p>	<p>(連携施設に関する特例) 第45条 略</p> <p>附 則 (食事の提供の経過措置) 第2条 略</p>
--	--

<p><u>るよう努めなければならない。</u></p> <p>(連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>(連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。